

差 止 請 求 書

2 0 2 3 (令 和 5 年) 年 1 0 月 3 0 日

山梨県甲府市丸の内1丁目6-1

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

東京都千代田区六番町15番地

適格消費者団体・特定非営利活動法人

消費者機構日本

代表理事 佐々木 幸孝

連絡先【事務局】 板谷

電 話 0 3 - 5 2 1 2 - 3 0 6 6

F A X 0 3 - 5 2 1 6 - 6 0 7 7

私ども消費者機構日本（以下「当機構」といいます。）
は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為
の是正申入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害
の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律
の専門家並びに消費者団体などから構成されている特定非





営利活動法人です。また、消費者契約法第13条に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

当機構は、令和5年2月21日付で、貴県に対し、消費者契約法第12条に基づき、申入れを文書にて行い、これに対する同年3月24日付貴県の回答書に対して、同年5月18日付で、貴県回答に対する意見及び同年6月19日を回答期限とした質問を文書にて行いましたが、貴県からは、本書面作成日に至るまで、回答がありませんでした。

そこで、当機構は、貴県に対し、消費者契約法第41条第1項の請求として本差止請求書を送付いたします。つきましては、本差止請求に対して、本書到達後1週間以内に、本書に従い是正したことが確認できる文書による回答をお願いいたします。

なお、本書到達から1週間経過後に、貴県の是正措置が確認できなかった場合には、当機構は貴県に対して差止請求訴訟を提起することができます。

また、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。



I. 請求の要旨

1 貴県は、消費者に対し、令和6年度の山梨県地域枠による学校推薦を受けた山梨大学医学部医学科の受験生が将来医師になる際の「山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラムの適用に係る誓約書」（以下、「本件誓約書」といいます。）を交付し消費者に義務を課するに際し、下記内容の意思表示を行わないこと

記

学校推薦による山梨県地域枠入学後の条件に消費者が違反した場合に、消費者が貴県に対して、違約金を支払うものとする意思表示

2 貴県は、消費者との間で、令和3年度以降の山梨県地域枠による学校推薦を受け山梨大学医学部医学科を卒業し医師国家試験に合格した者が締結する、「山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラムの適用に係る契約書」（以下、「本件契約」といいます。）を合意するに際し、下記内容の意思表示を行わないこと

記

学校推薦による山梨県地域枠入学後の条件に消費者が違



反した場合に、消費者が貴県に対して、違約金を支払うものとする意思表示

3 貴県は、前項の意思表示が記載された誓約書、入試要項、契約書、指針、その他一切の表示を破棄すること

4 貴県は、その職員ら及び地域枠を設定している大学に対し、第1項記載の意思表示を行ってはならないこと及び前項記載の誓約書、入試要項、契約書、指針その他一切の表示を破棄して使用しないことを周知徹底させる措置をとること

をそれぞれ請求します。

Ⅱ. 紛争の要点

1 本件誓約書第7項が消費者契約法第9条第1号に違反すること

(1) 貴県は、本件契約を準備し、令和6年度の山梨大学医学部医学科の受験に際して、山梨県内の医師不足等解消を目的に、将来地域医療に従事する意思を持つ者を対象とした学校推薦型選抜Ⅱ（以下、「地域枠」といいます。）を設定しています。この地域枠受験時には、受験生に対して、医学部入学を条件に山梨県医師修学資金貸与制



5.11
12

度上の、第二種医師修学資金（貸与月額：13万円、貸与期間：貸与決定の年から大学の修業年限まで、利率：10%、返還方法：貸与事由の消滅した日の属する月の翌月末日までに利息を付した貸与金額全額）の貸与を実施することを約しています。さらに、医師免許取得後、上記地域枠設置と同様の目的を有する本件契約を締結し、15年の期間内で9年間、山梨県内の医療機関において診療に従事するキャリア形成プログラムに参加する義務を課すことを本件誓約書により合意しています。

(2) 本件誓約書第7項の違約金条項

地域枠受験者は、入学後継続して山梨県地域枠等医師キャリア形成卒前支援プランに参加し、医師国家試験合格後は、本件契約を締結する義務を負っています。

そして、本件契約上の義務を履行した場合、貸与された修学資金の返還義務が免除される一方で、本件契約を締結しないか又は途中でプログラムを離脱する場合は、本件誓約書では違反した場合の違約金の定めがあり、その違約金の額は、貴県ホームページによれば、最大8,424,000円という高額な違約金となっています。その合意内容は下記の通りです。



5.1
12

記

本件誓約書第7項

大学在籍中は、継続して山梨県地域枠等医師キャリア形成卒前支援プランに参加し、医師国家試験合格後、山梨県が作成したキャリア形成プログラムに基づき地域医療に従事する旨の契約を山梨県と締結し、違反した場合は違約金を支払います。

(3) 本件誓約書の違約金条項の無効

受験時の本件誓約書は、地域枠受験生が貴県の準備した上記キャリア形成プログラムへの参加義務を受験生に負わせる合意をする契約ですが、この合意に入学者が違反する場合とは、入学者がこの誓約を撤回する場合であり、誓約を撤回する意思表示は、消費者契約法第9条第1項の契約の解除の意思表示です。

消費者契約法においては、消費者契約を解除した場合に当該消費者契約の解除に伴う損害賠償予定額又は違約金の定めは、それらの合算額について「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」部分は無効と定め

1

5.1
72

られております（消費者契約法第9条第1号）。

本件誓約書の違約金の定めが平均的損害の額を超えるか検討すると、本件誓約書第2項で第二種医師修学資金を借り入れる定めがあり、当該修学資金の利率が10%と高率であることに對し、一般的な大学生等の利用する日本学生支援機構の奨学金の利率が、多くとも1%程度であることに鑑みれば、入学者による本件誓約書の解約により、仮に貴県に何らかの金銭的評価可能な損害が生じるとしても、第二種医師修学資金及び利息の返済によって填補され尽くしていると考えられます。

したがって、本件誓約書第7項は、平均的損害を超えた損害賠償の額の予定又は違約金の定めであり、消費者契約法第9条第1号に違反する不当条項と解されますので、第7項の違約金の定めは無効です。

2 本件契約第4条が消費者契約法第9条第1号及び第10条に違反して無効であること

(1) 消費者契約法第9条第1号違反

本件契約第4条は下記のように定めています。

記

(1)

5.10
12



第4条 キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなったと認められる場合は、乙は、その理由が生じた日の属する月の翌月末日までに、違約金として8,424,000円を支払わなければならない。なお、違約金については、キャリア形成プログラムの適用を受けて山梨県内の特定公立病院等に就業した日数に応じて年936,000円を減額することができる。

この本件契約第4条は、「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなったと認められる場合」と記載するのみです。しかし、貴県が客観的に判断する場合のみならず研修医が中途解約の意思表示をする場合も含まれるといえます。

したがって、本件契約第4条は、解約時の違約金を定めたものといえます。

同条項は、既に述べた本件誓約書と同様に、高額な違約金の定めが平均的損害を超えており、消費者契約法第9条第1号に違反して無効です。

2 本件契約第4条の違約金条項が消費者契約法第10条に違反していること



(1) 消費者契約法第10条前段要件

消費者契約法第10条は、「法令中の公の秩序に関し
ない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限
し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であっ
て、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費
者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」と定
めています。

本件契約は、研修医が貴県所在の医療機関で医療を提
供する義務を負う契約ですから、民法第656条の準委
任契約であり、民法第651条が準用されます。

民法第651条第1項は、「各当事者がいつでもその
解除をすることができる。」とし、同条第2項ただし書
きは、損害賠償については「やむを得ない事由があつた
ときは、この限りでない。」として違約金を課さない定
めとなっています。そして、この規定は任意規定であり
、「法令中の公の秩序に関しな規定」です。

本件契約第4条は、「やむを得ない事由があつたとき
」にも8,424,000円もの違約金を課しており、
民法第651条に比して義務を加重しているので、前段
要件を充たしています。

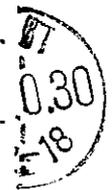




(2) 消費者契約法第10条後段要件該当性

本件契約第4条は、9年間、貴県所在の医療機関で医療に従事するならば貴県から貸与を受けた修学資金の返還を免れるという研修医の利益があり、かつ貴県における医師不足解消を図るものであり、双方に一定の利益があります。

しかし、18歳ないし19歳の受験生にとっては、社会経験が乏しいため、大学合格後、そして医師国家試験合格後の人生を見通すことは困難です。また、初期研修及び専門家研修を含むその9年間は多くのキャリア選択の機会が訪れる時期です。或いは20代は研修医個人の人生において最も変化が大きい年代であり様々な事情が発生する時期でもあります。受験生は、研修医のおかれた労働環境の情報も持ち合わせておらず経験もありません。にもかかわらず中途解約が違約金で制約されることは受験生にとって一方的に不利益といえます。



また、研修医になれば、貴県内の医療機関と労働契約を締結することになりますが、労働契約自体は、労働基準法により、5年間以上の有期契約は無効とされ（同法第14条第1項第1号）、賠償予定も禁止されています





(第16条)。本件契約第4条は、長期の契約期間の定めや高額な違約金を定めて人身の自由を拘束しないというこれらの条項の趣旨に反する定めと言わざるをえません。

何より貴県の地域医療の充実は、他の方策でも図ることが可能であることに対し、研修医個人の人生と労働環境は他に代わりがないものであり、研修医個人を違約金で縛り付けることによって医師不足解消を図ろうとすることは、民法第1条第2項に定める信義則に反し、医師に一方的に不利益と言わざるを得ません。

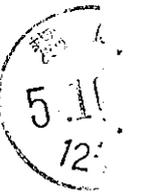
(3) 以上により、本件契約第4条は、消費者契約法第10条に反し無効です。

3 結論

以上の理由により、当機構は、貴県に対し、請求の要旨記載の措置をとることを請求いたします。



なお、本書は、消費者契約法第41条第1項に基づく差止請求ですので、本書面到達から1週間経過後に、本書に従った貴県の是正措置がなされていない場合には、後記裁判所に提訴する予定です。





Ⅲ. 訴えを提起する予定の裁判所

甲府地方裁判所

但し、合意できる場合は、東京地方裁判所

以上

付記差出人

〒102-0085

東京都千代田区六番町15 フラザエ76階

特定非営利活動法人 消費者機構日本

この郵便物は令和 5. 年 10. 月 30 日
第 60436 号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。
日本郵便株式会社



12-18



THE UNIVERSITY OF CHICAGO
LIBRARY
540 EAST 57TH STREET
CHICAGO, ILL. 60637